運賃協議分科会の開催を要しない軽微な事案（案）について

１．軽微な事案（案）

運賃協議分科会の開催を要しない軽微な事案について、以下の通り定める。

（１）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合

（２）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

（３）工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

（４）新たな決済手段を追加する場合

２．宍粟市運賃協議分科会規約改正（案）

軽微な事案について定めることに伴い、運賃協議分科会規約を別紙新旧対照表の通り改正する。

別紙

宍粟市運賃協議分科会規約　新旧対照表

改正前	改正後
［追加］	（分科会の開催を要しない軽微な事案） 第６条　次の各号に掲げる事案については軽微な事案として取り扱うこととし、分科会の開催を要しないこととする。 （１）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合 （２）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 （３）工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合 （４）新たな決済手段を追加する場合
（協議結果の尊重義務） 第６条　［略］ ［略］	（協議結果の尊重義務） 第７条　［略］ ［略］
（事務局） 第７条　［略］ ［略］	（事務局） 第８条　［略］ ［略］
（その他） 第８条　［略］ ［略］	（その他） 第９条　［略］ ［略］
	この規約は、令和　年　月　日から施行する。